

平成26年 6 月30日

◎川井委員長 ただいまから危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(14時0分開会)

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、7月2日午後3時からの委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎川井委員長 御異議なしと認めます。それでは日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにします。

《危機管理部》

◎川井委員長 それでは、危機管理部について行います。最初に議案について、危機管理部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎野々村危機管理部長 それでは、今回提出いたしております議案の概要を御説明させていただきます。議案説明資料の青いインデックス、危機管理部の1ページをお開きください。

危機管理部からは、補正予算議案6件でございます。補正予算は総額8,657万円の増額をお願いするものでございます。南海トラフ地震対策としましては、ハード面では、総数1,445カ所の避難路、避難場所及び115カ所の津波避難タワーの整備が進められており、最近では、今月22日に中土佐町久礼地区におきまして、津波避難タワーが落成しましたところです。これで現在、避難場所は746カ所、避難タワーは45カ所が完成したことになります。避難場所や避難タワーにつきましては、本年度での概成を目指して進めてまいります。

一方ソフト面では、沿岸19市町村の508地域全てで津波避難計画が策定されるなど、津波から逃げる場所の確保と、そこに逃げるための対策が進みつつございます。また、揺れ、津波とともに、もう一つの地震対策の柱であります地震火災につきましても、本年4月に、地震火災の専門家などを委員とする地震火災対策検討会議を立ち上げ、市街地での出火や延焼を防止する対策の検討に着手したところです。

今回の補正は、こうした結果を含め、必要な対策に係る予算の増額をお願いするものです。まず1の南海トラフ地震対策のさらなる充実強化、加速の一つ目でございますが、地域津波避難計画の図上点検の実施でございます。まず、命を守る対策の1丁目1番地とし

て、津波からの避難対策を進めてきておりますが、先ほど説明したとおり、県下全ての地域で津波避難計画が昨年度策定されましたが、この図上点検は、県が示しております津波避難計画策定指針や、地域避難計画点検マニュアルに示した考え方や安全性の確保を、全県下で担保するためにチェックを行うものでございます。避難が困難な地域が存在していないか、夜間の避難に支障がないか、避難に際して配慮が必要な要配慮者の方と一緒に避難する場合でも、速やかに避難できるのかといったことについて、確認をするための図上点検を行う委託料をお願いしております。

二つ目は、助かった命をつなぐ対策として、応急期の初期の対策を進めるに当たり、まず重要になりますのは、避難所の確保の取り組みであります。現在、最大クラスの地震が発生した場合に、県下全体で約12万人分の避難所が不足することが想定されており、避難所をふやす取り組みや、避難者の収容数をふやす取り組みを進めておりますが、一方で、市町村の県域を越えた、いわゆる広域避難も考えておかなければなりません。そのため、地域ごとの避難者数のシミュレーションといたしますか想定を行うための費用を、避難所確保対策事業委託料としてお願いしております。

三つ目は、各市町村において応急期に必要な避難所や自衛隊、消防など応急救助機関の活動拠点、物資の集積拠点、遺体安置・検案所、瓦れきなどの災害廃棄物の仮置き場など、さまざまな活動を行うための活動拠点を、どこの場所やどこの施設にどのように配置するかということが、応急期の対策の基本となります。そのため、これらの機能を配置する計画を策定するためのガイドラインを作成する委託料をお願いしております。

四つ目は、揺れや津波から命を守る対策は一定進んできておりますが、もう一つの地震被害であります、地震火災対策を検討するための検討会を、先ほども述べましたが4月に立ち上げておまして、出火や延焼対策のほかに、大規模地震火災からの安全な避難についても検討することとしております。検討会では、県下の大規模地震火災の発生の危険性が高い地域を抽出し、その中からモデル地域を選定し、実際のシミュレーションを行い、その結果をもとに指針を作成することとしております。4月の検討会で、専門家の委員から、先ほど説明した危険性の高い地域の抽出方法や、モデル地域でのシミュレーションについての方向性が一定示されましたので、これを実施するための委託料をお願いしております。

次に、2、その他としまして地震、風水害の災害への対応や、また、新型インフルエンザなどの危機管理事象に対応するための職員待機宿舎を整備するため、本年度、旭職員住宅の改修工事を施行予定ですが、震災復興事業や消費税増税前の建設ラッシュ等の影響によりまして労務費が高騰したため、工事費について700万円余を、また同様の理由によりまして、消防防災航空隊基地の施設整備工事につきましては、3,000万円余の増額をお願いするものです。なお、航空隊基地の整備につきましては工期が27年度にまたがるため、あわ

せて債務負担につきましても総額2億3,400万円余から、3億1,200万円余の増額をお願いしています。

詳細につきましては、この後各課長から説明させていただきます。私からは以上です。よろしく願いいたします。

〈危機管理・防災課〉

◎川井委員長 続いて所管課の説明を求めます。初めに危機管理・防災課の説明を求めます。

◎中岡危機管理・防災課長 それでは危機管理・防災課の補正予算について説明をいたします。議案説明書、ナンバー2でございますが、その9ページをお開きください。

危機管理・防災推進費でございます。説明欄のほうで御説明をさせていただきます。本年度、南海トラフ地震発生時に初動対応を行う職員を本庁舎の近傍に居住させるための待機宿舎として、旭の職員住宅を改修するための予算を認めていただいております。改修工事請負費につきましては、当初予算で1億7,900万円余りでございます。

県有建築物の整備につきましては、土木部の建築課が積算から工事の発注施工管理を行うことになっております。予算要求の際には、過去の建築工事の設計単価を使用して、経費を見積もるのが通例でございます。今回の場合につきましては、平成23年度の県営住宅の設計単価を使用しまして予算を見積もっています。

このたび建築課におきまして、発注のための設計積算を行いましたところ、公共工事に係る労務単価が、対前年度比で7.1%増加していると。これは、平成26年2月時点でございますけれども、それが現在の新年度の単価に反映されております。そういうことなどを背景に、全体の工事費が1億8,700万円余り、約777万4,000円増ということになりました。このままでは計画しております必要な整備ができないことになりましたので、やむを得ず増額補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎中根委員 早く体制を整えるためにもというふうに思いますが。改修工事そのものはいんだけれど、その危機管理に属する職員の方たちが、大勢がそこに入ることになるんじゃないよね。

◎中岡危機管理・防災課長 今、旭の職員住宅、世帯用で24戸ございまして、今回の改修で世帯用が3カ所、それから単身用が16カ所予定しています。それで、あと会議室も整備することにはしていますが。入居する職員につきましては、危機管理部、それから土木部、あと健康政策部、総務部、想定しておりますのは、管理職等がそこに入居するということで予定しております。危機管理部の職員が全部入るという計画ではございません。

◎中根委員 そういうふうにすぐに持ち寄って、体制を整えられることはとても大事なことでと思うんですけど。あのあたり道路がすぐ南側にありますよね。少し隔てて鏡川です

よね。道路の改修というか、その崩れとかは大丈夫かなと思って、いつも。あんまり関係ないのかもしれませんが、あの場所からどうやって本庁に来るのかも含めたシミュレーションはどんなになっているのでしょうか。

◎中岡危機管理・防災課長 整備の際に、旭の職員住宅であれば浸水はないと。それから、今私は旭の職員住宅から通っていますけれども、自転車ですと10分で来れます。歩いて、私の足ですと15分で来れます。震災直後であれば、人にもよりますし、県庁の周辺は若干浸水しますので、条件は若干異なってきますけれども、十分対応できる場所であると考えています。

◎中根委員 あともう一つ、どうしてもその住宅に入ることができない条件の方たちへの配慮というのは、職員間でできるような体制になってるのでしょうか。

◎中岡危機管理・防災課長 今想定してますのは、主に管理職等ということで、補佐もしくは課長と考えております。中には、実際にその職場に配置になったときに、わざわざ旭に入らなくても、30分以内で来れる方もおるかと思えます。仮に、その課長とかでどうしても入らないかんときに、例えば家庭の状況でということがあれば、それぞれの部の中で、それでは課長補佐が入れるとか、その代替の者が入れるとか、そういうことを検討していきたいと考えています。

◎中根委員 わかりました。

◎川井委員長 ほかにございませんか。なければ、質疑を終わります。

〈南海トラフ地震対策課〉

◎川井委員長 次に、南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 それでは南海トラフ地震対策の平成26年度6月補正予算につきまして説明をいたします。資料No.②、平成26年6月高知県議会定例会議案説明書補正予算の10ページになります。

歳出予算でございます。南海トラフ地震対策課の補正額の合計は2,419万5,000円、当初予算と合わせました総額は22億4,375万6,000円となっています。内容につきましては説明欄に記載をしておりますけれども、3点ございまして。応急期機能配置計画ガイドライン作成委託料、673万9,000円です。避難所確保対策事業委託料、1,188万円です。次に、地域津波避難計画点検委託料、557万6,000円となっています。

詳細につきましては、議案説明資料により説明をいたします。南海トラフ地震対策課の赤いインデックスがある資料です。この説明資料に添付しております順番で説明をさせていただきます。

まず地域津波避難計画の図上点検の実施です。目的は昨年度、策定が完了しました沿岸19市町村508地区全ての地域の地域津波避難計画につきまして、避難が困難な地域が存在していないか、夜間時の避難に支障がないか、避難に際して配慮が必要な要配慮者の方であ

っても、速やかに避難できるのかについて点検を行うものです。東日本大震災の実態を踏まえました避難時の速度をもとに、昼間や夜間、そして夜間時に要配慮者と同行した場合の避難という、複数のパターンについて図上点検を実施するものです。

委託業務の内容につきましては、事業内容の欄、①から③に考え方を整理しています。避難の準備に必要な時間を、昼間は5分、夜間は10分とセットします。避難が可能な時間は、地域に津波が到達する時間から、この避難の準備に要します時間を引くことで計算します。移動する速さは、昼間は毎秒0.7m、夜間は遅くなりまして、昼間より遅い毎秒0.56m。そして夜間時に配慮が必要な方に同行するとさらに遅くなりまして毎秒0.42mとして避難が可能な時間にこの移動する速さをかけまして計算します。また、実際の避難は直線で逃げることにはなりませんので、安全側で1.5倍を逃げるということ。場所によっては、避難場所で高いところに逃げることも考えまして、円を描きます。例えば右のイメージ図を見ていただきます。中央に避難場所がありまして、矢印で表現しておりますけれども、おのおの避難する早さで三つの円を描きます。仮に、この津波が到達する時間を20分と設定しますと、半径では、小さな円が約170m、中間の円が約230m、外側の円が約400mぐらいになります。円を描くことによりまして、イメージ図、上のほうに書いていますけれども、新たな避難空間の整備を検討するエリアや、夜間の避難を重点に検討するエリア、要配慮者の支援を重点的に検討するエリアがわかってまいります。

この点検結果につきましては本年度から市町村が主体となりまして、順次実施します全ての避難路等の現地点検において活用することとなります。避難が困難な地域におきましては、新たな津波避難タワーなど、避難空間の整備について検討を行うとともに、現地点検も踏まえまして、照明の整備や夜間訓練の実施による避難時間の短縮、そして、避難行動に支援が必要な方の個別計画の作成、避難に必要なリヤカーなど資機材の整備につなげていきたいと考えています。地域津波避難計画の図上点検の実施については以上です。

次に、本年度から取り組んでいます、応急期の対策のうち避難所の確保と、広域の避難検討について説明いたします。3ページです。まず上のほうに記載していますように、現在、最大クラスの地震発生時には、県内で約12万人分の避難所の収容能力が不足しています。この対策としては、既存の指定避難所の耐震化、あるいは収容能力の向上、そして新たな避難所の指定がございまして、本年度から地域が所有します集会所に対しまして、耐震化の補助も実施しています。

しかしながら、多数の避難者の発生が想定される市町村では、地域みずからの市町村の避難所だけでは対応が困難になりますので、こうした場合は市町村域を超えた、いわゆる広域避難もあわせて検討する必要があります。この広域避難につきましては県内を4ブロックに分けまして。まず、幡多ブロックにおきまして、昨年10月とことし4月に、6市町村で想定されます避難所数や避難所の確保対策、広域避難を実施するとした場合の課題等

について意見交換を行っています。しかしながら、下の3段目の欄の検討を進めていく課題というところに書いていますけれども、各市町村の地域ごとの避難者数の数や、避難所ごとの収納能力の過不足が不明であり、避難元市町村、受け入れます市町村とも具体的な検討が困難ではないかというような意見が出ております。

昨年5月に公表しました被害想定におきましては、県全体や市町村単位ごとの被害は算出していますけれども、地域ごとの避難者の数や避難所ごとの収容能力のデータは持っていません。このため、より具体的な検討を行うために、各市町村の地域ごとの避難者数の整理を行い、例えばA地区の人がB地区の避難所に避難するといったような具体の検討を行って、避難所の収容者数の過不足を算定するものです。

結果、避難市町村におけます、地域ごとの広域避難者の数も把握できますし、隣接する受け入れ市町村も、具体的な受け入れ体制をどうしていくのか、検討が可能となっております。今回整理をしますデータをもとに検討を進めまして、幡多ブロックについては、来年の2月ごろに、その他のブロックにつきましては平成27年度中に基本合意を目指して検討を進めてまいります。なお、避難所確保対策は、耐震化や新たな避難所の指定によって進捗をしております。避難所の確保状況にあわせまして、平成28年度以降、必要に応じて基本合意を見直ししていく方向で考えています。

次に、応急期の機能配置計画ガイドラインの作成でございます。4ページになります。まず、現状の欄をごらんいただきます。地震発生時には、地域の方が避難する避難所や、自衛隊や警察が活動するための応急救助機関の活動拠点や、市町村に設置する物資の集積拠点、そして電力会社や通信会社が応急対策を実施するための資機材の集積場所、また遺体安置・検案所、大量に発生します災害廃棄物の仮置き場。そして時間が経過しますと、応急仮設住宅を建てるための土地も必要となっております。応急期にはいろいろな活動の拠点となります土地や建物の利用が発生するとともに、重なることとなります。

昨年、機能配置計画の策定を進めようと、ある市におきまして検討を進めましたが、現状における課題というところに書いていますように、公共用地に限りがある中で、優先的に利用すべき用途が決められない。また用地施設を利用する主体が多数にわたって調整が難しいといった課題がありまして、策定に至りませんでした。このため、モデルとなる計画を県市町村で協力して策定することとして、策定のためのガイドラインとして、その他の市町村にもお示しすることで、市町村における応急期の機能の配置計画の策定がスムーズにできるように、県としても積極的に支援することとしたものです。

今後はモデル市町村と協議を重ねながら、まずは利用できる施設がどこにどのような規模であるのか。そして、こういう施設で利用が可能な候補地や、施設の状況を整理する。次に建物など、それぞれが利用するために必要な床面積など、各種計画との整合性を図る。次に、例えば自衛隊ではどのくらいの人がいつごろ来て、どれぐらいの広さが必要なのか

など、各施設の利用調整などを記載しました機能の配置計画と、発災から1週間とか、1週間以降など、時間軸を考えました計画策定のための具体的な手順。そして各種機能の配置の条件、優先順位の考え方、民有地の活用法などを取りまとめたガイドラインを策定してまいります。

また、その他の市町村におきましても、平成27年度中に計画の策定ができますよう、業務の発注を行うために必要な基本的な考え方とか、注意点をお出ししまして、中間報告として整理を行って情報提供していきたいと考えています。

今後の対応としましては、平成27年度中に全市町村のガイドライン策定を目標としまして、1市町村では対応できない課題につきましては、広域における検討も行い、県全体での配置の完了に向けまして作業を進めていくこととしています。これにより、円滑な応急対策は実施され、早期の復旧復興につながっていくものと考えています。応急期の機能配置計画ガイドラインの作成の説明については以上です。

今回説明しました三つの事業は、津波から命を守る対策と、今年度から本格的に取り組んでいます、助かった命をつなぐための応急期の第一歩に必要な対策です。いずれの事業も、南海トラフ地震対策のさらなる充実強化、加速化のために必要な事業で、平成27年度末を目標としております、第2期行動計画を力強く進めるための事業です。以上で、説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）副委員長 今その津波避難計画をつくってやろうとしゆうわけですけど。夜間に避難場所に逃げるのに、要援護者、そういう人なんかも連れて逃げる必要があるわけです。避難場所はできてますけど、そこに至る誘導灯とか、塀が倒れる危険箇所とか、そういったところの調査はもう終わってると思いますけど、誘導灯の設置が終わった場所とか、つけなければいけないけれども、まだつけてない場所とかの数がわかりますか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 今、図上点検をやる作業をやってまして、このデータをもとに現地点検に入っていきます。現地点検の中で、そうした避難路の危険性とか、対応すべきものがわかってくると思います。また、今、地域で夜間に避難訓練を繰り返し行っていただいております、例えばその中で、足元が暗いからスピードがなかなか上がらないということであれば、県の補助金の中で対応できます。そういう対策をしていきたいと思っています。

◎坂本（孝）副委員長 そういう訓練をやる前に、各地域ではいろんな意見が来てると思うわけですけどね。そういう誘導灯設置の要望とかに基づいて、設置してる数なんかはわかりますか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 今の、夜間の避難計画で、誘導灯等を設置している箇所は十分に理解しておりますけど、全体の要望箇所というデータは持ってはないです。

◎坂本（孝）副委員長 県内で、大体何件ぐらい要望が来ていますか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 今後、現地点検とか夜間点検を実施した後に集約しようと考えています。

◎坂本（孝）副委員長 それはわかるけど。今までに市町村から誘導灯をつけてほしいという要望もあったと思いますけど。それによってつけてる箇所は、まだないのですか。

◎野々村危機管理部長 先ほど言いましたようにその避難場所、1,445カ所やってます。それへ行く避難路として、5,000カ所以上を整備してございます。避難路を整備する時点で、市町村から、誘導灯が必要ですかという要望があれば、当然それはうちの支援対象になりますので、順次やっていっています。現在、何件整備しておるのかということのところまでは、よう把握しておりません。

◎坂本（孝）副委員長 わかりました。

◎岡本委員 今回、図上点検とか、ガイドラインをつくるとかいうことでの、ソフト面ですよね。ソフト面が今度ハード面に移行してこようと思うんですけども。そのあたりはもう、ハード面も含めた形で、県としては対策も考えていくということでもよろしいですか。どれだけ市町村に対して補助ができるかということも含めて、考えていかれるんですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 点検の結果、必要なハード面については、補助金の中で対応するように考えて進んでいきます。

◎岡本委員 こういう図上のものとかガイドラインができた上で、具体的に市町村からの要望を聞いて、それに基づいて危機管理部で予算化をしていくということでもよろしいんですか。

◎野々村危機管理部長 例えばその昼間、一番外側のこのラインで、昼間でも逃げられないということになれば、当然何らかの追加のハード整備が必要になる可能性がございます。今、県が加速化交付金で、市町村が津波避難場所を整備した場合、市町村の負担をゼロにする制度をとっておりますが、それは今年度中に予算化した事業を対象にしております。市町村がそういうハード整備が必要になったのであれば、26年度に予算化し事業化していただければ、今までどおり負担のないやり方でいけるということで急ぎ6月補正で出させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎岡本委員 じゃあ年度内にソフト面をきっちりと整えて、来年度にはハード面での予算要望もしていけると考えて、今回の補正になったわけですか。

◎野々村危機管理部長 市町村にとっては、例えば12月に補正予算で組んでいただければ対象になります。27年度で予算措置するんじゃないしに、できるだけ頑張って前倒しで整備してくれたら、負担なしでできますよという後押しもしていきたいと考えています。

◎西内（健）委員 この加速化交付金がある間に、一時避難場所として津波避難場所を整備して、今後、例えば要望があれば、来年度以降、国の政策等もあろうかと思いますが、

結局その一時避難場所を2次避難場所化するとか、そういった上物を建てるような、そういったハード整備を図っていく可能性もあるというような考え方でよろしいのでしょうか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 先ほど言いましたように、26年度に着手した事業が交付金事業の該当になるわけです。それ以降については南海トラフ特措法の関係で、個別に事業計画をつくりますと、タワーとかそういう避難空間の整備ができます。そういった対応が可能となってまいります。

◎西内（健）委員 ということは、津波避難場所として、今どんどん各市町村で整備が進んでいるところに、避難タワーとか雨露をしのげるような、例えば建物を建てようと思えば、建てることも可能であるという認識でいいのでしょうか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 南海トラフ特措法に関連します、津波避難対策緊急事業計画に位置づけのあります避難施設、その他の避難場所の整備については対象となっています。

◎中根委員 その避難所確保対策と広域避難のところで、いつも気になっているんですけど。こういう検討をするときに、漏れないがないように、夜間の先ほど誘導灯のお話がありましたけど、絶対要るなと思うんです。全ての電源が落ちてしまって漆黒の闇みたいな、そういう体験を私たちは最近していないので。すぐ近所の避難所に行く場合でも、大変困るんじゃないかと思うんです。そんなときに、太陽光でも使うような誘導灯が、その避難所に向かってあるとか、そういうことも、その計画の最初のところから位置づけをして、さまざまな検討をするという考え方は、今県の中にはないですか。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 まず、夜間の訓練を繰り返しやっていただくことが大事だと思います。その中で、先ほど言われましたように、足元が暗いということになりましたら、今、地域防災対策総合補助金という補助金がありますので、その中で施設整備を対応していくことになります。

◎中根委員 夜間訓練を重ねるにしても、今は漆黒の闇にならないわけです。だから案外、気がつかないことがあって。つい最近も道路工事をしていて、ふだん電気があるようなところが、電気がなくなったり、それまでお店があったところが、お店がその工事のためにやまって暗くなったりすると、途端にみんなが危ない危ないと言うわけ。こんなにやっばり見えんもんやったらどうかと。光が全く落ちたときには、どんな感じになるんやろうなという意識をみんなが持てているか持てていないかで、その地域の夜間訓練が随分変わると思うんです。

◎竹崎南海トラフ地震対策課長 そのためにも、ふだんから枕元に非常用持ち出し品を置いて、その中に、懐中電灯、運動靴を入れて。そういう訓練が必要になってくると思います。

◎川井委員長 質疑を終わります。

〈消防政策課〉

◎川井委員長 次に消防政策課の説明を求めます。

◎市川消防政策課長 当課の補正予算議案につきまして説明させていただきます。右上②とあります、高知県議会定例会議案説明書の12ページをお願いいたします。まず右側説明欄にございます、施設整備工事請負費でございます。関連いたしますので、13ページの債務負担行為とあわせて説明をさせていただきます。

これは消防防災航空隊基地のかさ上げ造成地におきまして、格納庫と事務所の施設整備に係る事業費でございます。当初予算編成時におきましては、これらの施設整備に係る設計ができ上がっておりませんでしたので、建築課におきまして、今ある格納庫や事務所の建築当時の工事費をベースとしまして、時点修正を行い、その金額を当初予算に計上させていただいております。

しかし先ほど危機管理防災課長からの説明もありましたとおり、平成26年度の公共工事設計労務単価が前年度に対しまして、平均で約7.1%の上昇、また資材単価も昨年10月に対しまして、本年4月時点で、例えば鉄筋で約17.2%、鉄骨で約13.5%と上昇をしております。

3月に設計書ができ上がりまして、これをもとに積算をいたしましたところ、工事費は、当初予算額の5億7,830万3,000円に対し、1億866万5,000円、約18%増の6億8,696万8,000円が必要となったため、この増額分につきまして、12ページの現年予算で3,085万1,000円の増額補正と、13ページの債務負担におきまして、7,781万4,000円増額の3億1,214万3,000円への変更をお願いするものでございます。

次の地震火災対策事業委託料ですが、議案説明資料、青色のインデックス、危機管理部の5ページ、消防政策課のところをお願いいたします。市街地の地震火災対策としまして、ことし4月に検討会を立ち上げまして、出火の防止、火災の延焼防止、火災からの安全な避難、この三つの項目につきまして検討に着手をしたところです。

このうち、出火防止と延焼防止の対策につきましては、既存の知見を整理いたしますとともに、委員からいただいた意見を取りまとめることとしておりますが、火災からの安全な避難につきましては、事業内容のところにありますように、当初は、私どもで都市計画の基礎調査などの既存のデータをもとに、大規模火災の発生の危険性が高い地域の抽出を行った上で、9月に委託費の補正をお願いし、モデル地域での延焼シミュレーションや避難対策の検討などを実施する計画でした。

しかし検討会におきまして、大規模火災の発生の危険性が高い地域の抽出方法について、その精度を高めるため、昨年5月に県が公表した被害想定の算出の中で、地震火災について一定シミュレーションを行っており、これを活用して抽出を行ってはどうか。その上で、

新たなデータの保管をし、別の指標である延焼の危険性や建物の倒壊などによる道路閉塞の危険度、使用可能な防火水槽により、どれだけの消火活動ができるのか、といった評価を実施した上で決定すべきとの御意見をいただき、抽出方法を変更し精度を高めることといたしました。

このため、モデル地域での延焼シミュレーションなどに、こうした業務を加え委託するため、本議会で委託料2,375万円の補正をお願いし、今年度中に、地震火災対策の指針を取りまとめたいと考えております。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 地震火災対策検討事業費について、延焼シミュレーションなどを委託してつくるわけですが、どういう形で生かされるのでしょうか。

◎市川消防政策課長 危険な地域におきましては、延焼の危険性ですとか、道路閉塞の危険性、消防活動の困難性、危険性を明らかにしていきます。その上で、この中からモデル地区を抽出いたしまして、さらに延焼のシミュレーションでありますとか、それから住民の方々へのアンケート調査、これはこういった消火器でありますとかくみ置きでありますとか、いろんな消火訓練に参加しているか、そういったこともお聞きして、そのモデル地域において、どんな対策をしたらいいのか具体的な検討をしております。こうしたことを年度末に指針として取りまとめまして、他の同様の市町村におきまして、指針をもとに、地震火災対策を進めていっていただきたいということを目的に進めております。

◎岡本委員 それで、市町村と一緒にやられるとは思いますが、どこまで県が支援していくのか。火災発生地域を特定して、その人たちに、こういう形で逃げなければならないとかいうような指針をつくるわけでしょう。それをどのように住民の中に反映していくのか。そのやり方を教えてください。

◎野々村危機管理部長 基本的には、いろいろと検討していく中で、まず延焼の危険な地域をハザードマップで出しますし、安全な避難路はここですとかいうのもお示しします。例えば、ある小学校のグラウンドが避難場所になってるんだけど、その小学校のスペースで、距離で、ちゃんと避難場所として、所定の人数が避難できるのか検討するすべを、指針みたいな形で整理し、それを全市町村にお示しして活用していただく。最終的には、国のいろんな補助調査事業も使えますので、そういうのもを活用して市町村にそういうことをやっていただきたいということを、お示ししたいと思っております。

◎岡本委員 市町村が動いて、住民に周知していくことが大切だと思うんです。だから、どこまで県として市町村に支援していくのか。こういう資料ができましたよと、ぽっと渡してそれで終わりになるのか。そこんところをきちっとしておかなければならないんじゃないかなと思うんですけれども。

◎野々村危機管理部長 まず、今回は市町村と一緒にやってつくって行って、先ほど課長

から言いましたように、住民アンケートなんかもしながら、住民の皆様と一緒に頑張ってつくり上げていく部分をやっていきたくて思っております。指針にはそういう部分も反映しながら。それから県としてはそういう調査をするに当たっての財政的な支援を、県が直接出すのか国の補助を使うのかという問題はありますけども、そういう形でもやっていきます。そういう危険性の高い市町村には、オブザーバー的に、かなりの市町村に入っていておられますので、今、一緒に勉強しておるところでございます。そういう形でも後押ししていきたくて思っております。

◎岡本委員 そんな資料を住民にきっちりと周知するところまで考えていってほしいと思います。

◎坂本（孝）副委員長 2,375万円で調査委託するということですが、委託先はどこになってますか。

◎市川消防政策課長 シミュレーションですとか危険性の評価は、結構専門的な内容になっております。これまで県内でこういった委託を受けて、評価を行ったということを聞いておりませんので、恐らく実績のある県外のコンサルになるのではないかなと考えております。

◎坂本（孝）副委員長 それやったら、まだそこは決まってないと。そういうことですか。

◎市川消防政策課長 これから予算が通りましたら、一般競争入札を考えておりますので、手続きに入りたいと思っております。

◎坂本（孝）副委員長 この火災対策については3年前の震災で、本当に各地で大火事になって、高知県にとっても非常に教訓になったわけですが。それから3年たって、高知県が本格的に取り組みだした。これは本当にいいことだと思いますけど。その震災のときの火事の状況を見た市町村が、うちの町じゃ本当にここが危ないということで、何カ所か言ってきたところがあると思いますけれど。積極的に地震、火災対策を言ってきた市町村なんかありますか。

◎市川消防政策課長 どことも、やはり心配されてると思います。そういった中でも幡多のほうですとか、過去に大きな火災があったところ。それから地震でなくても、地域性といえますか、かつて大きな火災を受けたところからは、ちょっと興味を持っていただいているような声は聞いております。

◎坂本（孝）副委員長 このモデル地区の指定は、箇所数は特に関係ないですね。

◎市川消防政策課長 箇所数は1カ所を考えております。内容的に、結構データを収集する必要もございまして、なるべく多くの住民の方からの意見も聞きたいということで、1カ所を考えております。

◎坂本（孝）副委員長 今初めて1カ所いうのを聞きますけど。それで果たして細かい情報が取れるのかなという心配もあるわけですけど。坂のある町、ない町とかみんな状態が

違うと思うわけです。高齢者の多い少ない。商店街であったりなかったり。1カ所で情報は取れますか。

◎市川消防政策課長 これは、木造住宅の密集市街地を想定しております。確かにモデル地域ということになりますと、それは特定の地域になるわけですがけれども、やはりほかの市町村においても考えられる要素、その市町村に仮になくても、一般的に、広くほかの市町村でも考えられるような危険性、もしくは対策という部分につきましては、検討委員会の中でもいろいろ御意見をいただきながら、そういったものをまず広く整理をした中で、それを前提といたしまして、このモデル地域においてどの部分が課題なのか、具体的にどういった対策をすべきなのかということでのモデル地域の位置づけでやっていきたいと考えております。

◎坂本（孝）副委員長 最後お願いです。次の大きな地震が、私は10年、20年、30年先に来るとは思ってません。本当に結構近い将来にくるんじゃないかと思ってまして。あんまり悠長な計画じゃなくて、もう災害が本当に目の前にあるわけですから。早く、やるべきものはやっていただいて、県民の安全を確保していただきたいと思ってますので、よろしくをお願いします。

◎川井委員長 質疑を終わります。以上で危機管理部を終わります。

《健康政策部》

◎川井委員長 次に健康政策部について行います。最初に議案について健康政策部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎山本健康政策部長 それでは、健康政策部の議案につきまして御説明をさせていただきます。一般会計の補正予算と条例議案が1件、報告事項が1件となっております。

まず補正予算ですが、お手元の資料②とあります議案説明書、補正予算の14ページをお願いいたします。健康政策部の一般会計補正予算の総括表ですが、総額で7,272万5,000円の増額補正をお願いするものです。これは、がん診療における医療環境の充実を図るために、高知医療センターが行う放射線治療用機器の整備に対して支援を行うものです。

次に、条例その他議案ですが、④の資料、議案説明書の条例その他をお願いします。2ページでございます。条例その他議案は、高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例議案の1件です。これは、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が一部改正され、都道府県が国民健康保険の財政を調整するために、市町村に交付する調整交付金の算定額に、老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額を含める特例が、平成29年度まで延長されたことに伴い、老人保健医療費拠出金を納付する市町村に対する1号交付金の特例を3年間延長しようとするものです。

続きまして、部で所管します審議会の開催状況について御説明します。お手元のA4横

の平成26年度各種審議会における審議経過等一覧表をごらんください。このうち、平成26年2月定例会開催以降、6月29日までに開催されました審議会は、右端の欄に平成26年6月と書いています。高知県医療審議会など8件でございます。お手元の一覧表に主な審議項目、決定事項などを記載していますので、御確認をお願いします。また、各審議会の委員名簿を資料の後ろにつけています。

最後に報告事項ですが、保健衛生総合庁舎改築工事についての1件でございます。保健衛生総合庁舎には衛生研究所や精神保健福祉センターなどが入居していますが、築後40年以上が経過し老朽化が進んでいる上に、耐震性が低いことが判明したことから、庁舎の建てかえを行うことにしています。このたび、この改築工事に係る基本設計が完了しましたので、その概要について御報告します。それぞれ詳細については担当課長から御説明します。以上で総括の説明を終わります。よろしく願いいたします。

〈国保指導課〉

◎川井委員長 続いて所管課の説明を求めます。初めに、国保指導課の説明を求めます。

◎伊藤国保指導課長 国保指導課でございます。議案第8号の高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例議案について説明をさせていただきます。右肩に④と書いた資料、条例その他議案説明書の2ページをお願いいたします。

三つあるうちの一番下でございますが、高知県国民健康保険調整交付金条例につきましては、国民健康保険事業を行っております県内市町村間の被保険者の所得水準の格差などを調整することなどを目的に、市町村に交付しています調整交付金について定める条例でございます。

今回のこの条例の一部改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が改正され、調整交付金の算定対象に老人保健医療費拠出金を含む特例措置が平成29年度まで延長されたことに伴いまして、県調整交付金の1号交付金の特例を延長しようとするものです。

次に、右肩に③と書いた資料、条例その他議案の19ページをお願いいたします。改正内容でございますが、条例附則第12項及び第17項に規定しています、特例措置の期間を平成26年度から平成29年度まで延長を行うもので、改正に至りました経緯につきましては議案参考資料のほうで説明をさせていただきます。

委員会資料のうち、青いインデックスで健康政策部と書いた議案説明資料をお願いいたします。資料の表紙をめくっていただきまして2枚目をお願いいたします。まず、2の都道府県調整交付金の概要をごらんください。この図は、市町村国保の財源構成を簡単に示したもので、四角の全体が国保の給付費等の総額をあらわしております。この全体の総額から右の端に書いてます65歳から74歳の前期高齢者の保険給付費を賄うための前期高齢者支援金を除いた部分の9%を都道府県の調整交付金が賄うこととされております。

都道府県調整交付金には図の右にありますとおり、1号交付金と2号交付金がございます。

して。1号交付金は、市町村間の医療費及び被保険者の所得水準の違いによる保険料格差を調整するために設けられております。この1号交付金は、(2)に簡単な算定の方法を示しておりますが、医療給付費や老人保健医療費拠出金などの調整対象需要額から調整対象収入額を控除して算定をすることとなっております。この調整対象需要額に含まれます老人保健医療費拠出金は3に概略を載せておりますが、平成20年度に後期高齢者医療制度が開始されるまで、主に75歳以上の方を対象とし行われてました老人保健制度において、市町村が負担する医療給付費を賄うために、国保等の医療保険者が拠出をしていたものです。

1番上の改正の概要にお戻りください。現在は老人保健医療費拠出金が調整対象需要額に含まれる期間は、平成26年度までとなっておりますが、保健医療機関からの診療報酬が時効中断によりおくれて請求されるなどにより、今後も拠出金が発生する可能性があることを考慮し、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が一部改正されまして、平成29年度まで延長されることになりましたので、それに伴いまして条例を改正するものです。以上が改正の概要でございます。よろしくお願いたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 この老人保健制度が平成19年度末で終了しているものの、老人保健医療に係る診療報酬の請求がその後もおくれて出てくることを考慮して、29年度まで延長するということですね。これの具体的な例というのはどんなことですか。

◎伊藤国保指導課長 保険医療機関からの請求については、基本的に3年間で時効になります。ただし、何らかの理由で裁判なんかがあった場合は、その間、請求の時効が中断します。裁判があって時効が中断して、そのあと確定した場合に、請求期間はそこから10年になります。そういったことがこれからも想定されるのではないかとということが1点。あと保健医療機関が誤って請求した場合、これについても返還という手続きがあります。これについては時効が10年になります。こういったケースで、老人保健医療費拠出金が改めて新たに拠出しなくてはいけないケースとか、今まで拠出していたものが返ってくるというケースが考えられるということです。

◎岡本委員 具体的に、高知県としてありましたか。

◎伊藤国保指導課長 昨年度は新たな拠出はございませんでした。ただ、病院が今まで拠出していた、金額的には35万円程度ですが、拠出金が返ってきております。

◎岡本委員 そしたらこれは、あくまでも想定しただけのことですね。具体的に今後どのようなことがあるということはどう、わからないわけですね。

◎伊藤国保指導課長 あくまでも可能性の問題として条例改正をするということです。

◎川井委員長 質疑を終わります。

〈健康対策課〉

◎川井委員長 次に健康対策課の説明を求めます。

◎福永健康対策課長 当課から御審議をお願いしておりますのは、一般会計補正予算議案でございます。お手元の資料No.②の議案説明書（補正予算）の15ページをお開き願います。歳入予算です。こちらの12款繰入金になりますが、上から3段目の欄、地域医療再生臨時特例基金繰入を7,272万5,000円増額する予算を計上しております。これは、がん診療連携拠点病院である、高知医療センターの放射線治療用機器の整備に対する補助事業に要する費用を、地域医療再生臨時特例基金から繰り入れて行うものです。詳細につきましては、歳出予算で説明させていただきます。

続きまして、次の16ページをお願いいたします。歳出予算です。こちらの3段目の7目、健康対策費ですが、一番右側にあります説明欄の1、がん対策事業費での放射線治療計画用CT装置につきましては、事業主体となる高知医療センターへ導入費用を補助するものです。

がん診療医療機関設備整備事業費補助金は、地域医療再生臨時特例基金を活用し、がん診療連携拠点病院が、がん治療及びがん診断を行うために必要な機器整備の費用を補助するため、平成24年度に創設したものです。これまでに、幡多けんみん病院、高知赤十字病院にがん治療用としてCT、MRI、放射線治療装置の整備に支援をしております。

高知医療センターにつきましては、平成27年度に機器更新をしたいとの意向を確認しておりましたが、平成26年4月に更新を予定しておりました機器の調子が悪くなったため、早急に導入をしたい旨の連絡を受けたことから、前倒しをして機器更新に要する費用を補助するため、今回6月時点での補正をお願いするものであります。以上で、健康対策課からの議案説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 今回、医療センターから緊急に、機器の調子が悪くなったと連絡があったとのことですが。県内でほかにもそういう要求が出されることがあるんですか。

◎福永健康対策課長 調子が悪いということで、前倒しして要望があるというケースは今までございません。

◎岡本委員 今回は緊急のことなんですけれども。要望してる場所ですよね。そういうところはあるのかないのか。

◎福永健康対策課長 今回の要望につきましては、地域医療再生臨時特例基金を活用した計画でございますので、初年度時点で要望を全てお聞きさせていただいておるところです。

◎岡本委員 ないということですか。

◎福永健康対策課長 ないということです。

◎川井委員長 質疑を終わります。以上で健康政策部の議案を終わります。

〈健康長寿政策課〉

◎川井委員長 続いて、健康政策部より1件の報告を行いたい旨の申し出がっております。

すので、これを受けることといたします。それでは、健康衛生総合庁舎改築工事について、健康長寿政策課の説明を求めます。

◎植田健康長寿政策課長 それでは当課から保健衛生総合庁舎改築工事の基本設計の概要につきまして御説明をさせていただきます。青色の健康政策部のインデックスのついております報告事項のページをお開き願います。この報告事項の表紙をめくっていただきまして1ページをごらんください。

現在の保健衛生総合庁舎につきましては、平成20年に実施しました耐震診断では、建物の耐震性を示すI s値が、国土交通省が基準とする0.9という数値に対しまして0.31と、かなり低いものになっております。このため現庁舎の改築に向けまして、昨年7月から9月の間、基本設計の委託業務について、公募型プロポーザルの諸手続を行い、10月24日には、大建設計・西尾設計事務所特定委託業務共同企業体と契約を締結し、本年5月末まで基本設計の作業を行ってまいりました。

まず、庁舎改築の基本的な考え方ですが、このページの1番上にありますように、南海トラフ地震への備えとしまして、有害物質や感染症等の調査研究機関である衛生研究所が、災害時にも速やかに対応できるよう、庁舎の耐震性と安全性を確保するための改築を行います。また、高知市棧橋にあります環境研究センターが、津波想定長期浸水区域内にあるため、この新庁舎の整備にあわせまして、移転させることにしております。

その次の、現庁舎の敷地内における改築ですが、有害物質や感染症等の調査研究を行う衛生研究所のセキュリティー確保などが必要といったことを考えますと、なかなか別の場所への移転、あるいは仮移転といったことが困難なため、現在の敷地内で建築基準法等に基づく用途規制の中、最大限の床面積を確保するとともに、衛生研究所が現庁舎を使用しながら改築できるよう、約4年にわたりまして2段階で新庁舎を建築してまいります。

また、衛生研究所や環境研究センターが入居しますことから、このセキュリティーの確保や、引き続き精神保健福祉センターも新庁舎に入居するため、同センターを訪れる方に配慮しまして、専用出入口を設置するなどのプライバシーの保護にも配慮した施設といたしますし、高知城周辺ということなども意識しながら、景観や環境への配慮もした施設として整備してまいります。

次に、基本設計の概要ですが、施設の構造は、通常の鉄筋コンクリートよりも、はりの強度を高めるプレストレスト鉄筋コンクリートづくり、PRCとしまして、6階建ての免震構造にいたします。また、この庁舎敷地の最大津波浸水予想高は30cm弱ですので、この高さに対応できるよう、庁舎部分の地盤のかさ上げも行います。さらに、1期棟の2階屋上のスペースに受電設備や自家発電装置を設置いたしまして、津波による浸水被害がないようにしたいと考えております。

その他施設の駐車場では、外来用に19台、公用車用や職員用に15台、計34台を確保いた

します。また、1期棟の2階屋上に整備します自家発電装置の重油タンクは3日分、4,000Lのタンクを整備することにしております。

以上が、基本設計の概要でして、概算工事費といたしましては、この1、2年の全国的な建築需要に伴う資材費の高騰や、人件費の上昇なども踏まえまして、消費税を除いた額で約32億円となります。

また、工事期間につきましても、既存施設の解体工事や史跡等の埋蔵文化財の調査期間なども含めまして、準備期間を含む十分な工期を確保するよう、第1期棟の工事と第2期棟の工事を合わせまして、約46カ月間を見込んでおります。順調に進みますと、平成30年度末には全ての機関が入居できると考えております。

なお、現在この基本設計をもとに実施設計の作業に入っておりますが、その作業が進むにつれまして、今後工事内容やスケジュールに若干の変更点が出てくる場合もあり得ますが、その点は御了承ください。

続きまして2ページをごらんください。これは庁舎の南西側、お城のすべり山の東側あたりから見た外観図です。中央が第2期工事による部分で、右側、高知城に面する南側には、黒っぽいいぶし調タイルを採用し、景観にも配慮するようにしております。また、中央よりも左側奥の階段状の建物が第1期工事による部分で、さらにその左奥に県警本部の庁舎が位置することになります。

続きまして3ページをごらんください。これは平面の配置図で、上が北側、つまりこの上が県警本部の庁舎、右下側が現在の県庁北庁舎になります。青い丸印がエレベーターの位置でございまして、一般乗用1台と搬送用1台を整備することによりまして、動線を分けセキュリティーを確保するようにしております。また、左側の上の赤い丸印が精神保健福祉センターの専用出入口となり、下の赤い丸印のついた正面入り口とは別にいたしまして、精神保健福祉センターを訪れる方へのプライバシーの配慮もしておるところです。

続きまして4ページをごらんください。これは施設の立面図です。一番下が最終形の配置図となります。右側には各機関が入居します工事の作業手順をお示ししています。保健衛生総合庁舎改築工事の基本設計の概要につきましては以上です。よろしくお願いたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 非常用発電機が2階にあるということで、津波対策をされてるんですけど。重油タンクが地下になってますよね。これは大丈夫なんですか。

◎植田健康長寿政策課長 防水対策をきちんとするようにしておりますので、大丈夫です。

◎岡本委員 しばらくつかっていても、発電機にはくみ上げることができるかと。

◎植田健康長寿政策課長 はい、そのとおりです。

◎岡本委員 エアをどこかから入れなきゃならないということも、きっちりしてるわけで

すね。

◎植田健康長寿政策課長 はい。

◎中根委員 この南側から入るところって、道路があつて歩道が少しありますよね。それとの関係でいったらこの設計は、車寄せとかスムーズにいくんですか。

◎植田健康長寿政策課長 現在フェンスとか植栽はございます。そこを寄せていく必要があろうかと考えております。その植栽はまた元へ戻していくようなことを考えております。

◎中根委員 北庁舎と、それから食品検査センター、それはそのままある形ですか。

◎植田健康長寿政策課長 この上の1期棟の左に、食品衛生協会がございます。これにつきましては、食品衛生協会と一緒になりませんかという御相談もさせていただいたんですけど、食品衛生協会側がなかなか新しい建物になっての入居費が結構な金額になりますので、しんどいと。むしろ自前で耐震化をしていきたいというお返事を、何度か協議した上でいただきましたので、そのままに残すことになっております。それから右下の北庁舎は、もちろんそのままの予定です。

◎中根委員 北庁舎の耐震は大丈夫でしたっけ。

◎植田健康長寿政策課長 私、そこは実ははっきりとしてないんですけど、恐らく大丈夫のはずです。昭和56年以降に建築でございますので。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

以上で健康政策部を終わります。

《地域福祉部》

◎川井委員長 次に、地域福祉部について行います。最初に議案について地域福祉部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎井奥地域福祉部長 それでは、総括説明をさせていただきます。地域福祉部の議案につきましては、一般会計及び母子寡婦福祉資金特別会計の補正予算2件と、条例議案が3件、その他議案が2件の合計7件でございます。

まず、平成26年度6月補正予算の御説明をいたします。今回の補正予算は、母子及び寡婦福祉法の改正に伴いまして、本年10月1日から同法に基づき実施しております貸付事業の対象が父子家庭へと拡大しますことから、必要となりますシステムの改修を行おうとするもので、第1号議案の一般会計補正予算及び第2号議案の母子寡婦福祉資金特別会計補正予算のそれぞれで、158万8,000円の増額補正をお願いするものとなっております。

次に条例議案につきましては、3件の議案の御審議をお願いいたしております。まず、第6号議案の次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例議案につきましては、条例のベースとなります、国が定める法律の一

部が改正されたことを踏まえ、関係条例について引用規定の整備などを行おうとするものでございます。

次に、第9号及び第10号議案の高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金に係る条例の一部を改正する条例議案につきましては、ともに実施期間の延長が可能となったことに伴いまして、基金の設置期間を1年間延長しようとするものでございます。

その他の議案といたしまして、2件の議案の御審議をお願いしております。まず報第1号の平成25年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告では、繰越明許費の補正をさせていただいております。これは社会福祉施設等が行う災害発生時の緊急避難を行うための施設改修に係る事業費につきまして、資材の入手に不測の日時を要することとなったため、やむを得ず専決処分を行ったものでございます。

また、法第3号の高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告は、児童扶養手当におきまして返納金の支払い督促等行っておりましたが、相手方が支払いに応じないため、請求の訴えを提起するに至ったものでございます。以上の議案の詳細につきましては、後ほど各課長より御説明をさせていただきます。

最後に、審議会の開催状況でございます。お手元の資料、A4判の平成26年度各種審議会における審議経過等一覧表という資料をごらんいただきたいと思います。2ページ目までが開催状況の一覧でございます。平成26年2月定例会開催以降、昨日までに開催されました審議会が、右端の欄に平成26年6月と記載しております、高知県社会福祉審議会の身体障害者福祉専門分科会など8件になっております。このうち主なものを御説明させていただきます。

まず1ページ目、上から四つ目の、高知県社会福祉審議会、身体障害者福祉専門分科会審査部会につきましては、平成26年3月24日に開催し、身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定や、身体障害者手帳交付申請に係る障害認定審査についての審議を行いました。

次に、高知県障害者施策推進協議会でございます。3月の20日と6月の11日に開催をいたしまして、平成26年度の主要な障害者施策、また、今年度策定することとなっております第4期の障害福祉計画につきまして審議を行いました。

最後に高知県子ども・子育て支援会議でございますが、こちらのほうは、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関しまして、必要な事項を審議するため設置されたものでございます。6月の16日に第3回会議を開催いたしまして、一時預かりや延長保育事業などを初めとする、地域子ども・子育て支援事業に係る県としての今後の取り組みの方向性などにつきまして審議を行いました。

その他の審議会などにつきましては、お手元の一覧表に主な審議項目、決定事項など、

また、その審議会等を構成する委員の名簿につきましては、資料の後ろにつけてございますので、また御確認をいただきますようよろしくお願いいたします。私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〈高齢者福祉課〉

◎川井委員長 続いて所管課の説明を求めます。初めに、高齢者福祉課の説明を求めます。

◎中村高齢者福祉課長 当課からは条例議案の2件と、一般会計専決処分報告1件でございます。

まず、条例議案です。資料No.④議案説明書の条例その他の3ページをお開きください。上の、介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案でございます。議案説明にございますように、この条例は、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業の実施に係る国の通知が一部改正され、事業の実施期間の延長が可能となったことに伴い、基金の設置期間を延長しようとするものです。当該基金は、小規模特養や認知症グループホームの整備などに活用してまいりましたが、平成25年度が事業実施期限となっておりましたところ、平成25年度の政府補正予算の成立にあわせて、期限が1年延長されたものでございます。国からの正式通知が平成26年2月13日付けと遅かったことから、今回条例改正をお願いしようとするものです。

68ページの新旧対照表をごらんください。改正内容ですけれども、新旧対照表のとおりですが、改正前、改正後ともに期限が12月31日までとなっておりますのは、事業の繰り越しや、清算手続の期間を確保する必要があるため、国の基金管理運営要領に基づくものでございます。

お手数ですが、3ページにお戻りいただきます。上から2番目の介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。この条例も先ほどの基金条例と同様に、国の通知が一部改正され、一部の事業の実施期間の延長が可能になったことに伴い、基金の設置期間を1年間延長しようとするものです。この基金につきましても、先ほどの基金と同様に、国からの通知が平成26年2月13日付けと遅かったことから、今回改正をお願いしようとするものです。

69ページをお開きください。改正内容ですが新旧対照表のとおりでございます。期限につきまして、改正前、改正後ともに、基金の清算手続の期間を確保するため、先ほどと同じく、国の基金管理運営要領に基づき、12月31日までとしております。

引き続き、13ページの繰越明許費明細書をごらんください。事業名のところがございます、社会福祉施設等地震防災対策事業費につきましては、社会福祉施設等が行う高台移転や、地震津波等の災害発生時に、入所者や職員が屋上への緊急避難を行うための施設改修を支援するものですが、25年度内に完了する見込みでありました避難用階段の設置工事1件が、資材の入手に不測の日時を要することとなったため、やむを得ず478万6,000円の繰

り越しの専決処分を行いましたので、御報告をさせていただくものです。高齢者福祉課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎中根委員 この基金の利用状況はどうか。

◎中村高齢者福祉課長 介護基板緊急整備等臨時特例基金につきましては、21年度から事業を実施しております。具体的には小規模の特養護施設とか、それから認知症高齢者のグループホームを21施設など整備してまいりました。そのほかにも、地域支え合いの事業としまして、要介護者台帳の作成等にも利用しております。

◎中根委員 あと1年の間にさらにですよ、有効に基金を活用できるような見通しはどうですか。

◎中村高齢者福祉課長 特別養護老人ホームの施設整備等につきましては、今後の基金の利用について、少し精査していきたいと思っております。

◎井奥地域福祉部長 一部入札の関係で、工事の人夫さんの確保とか、いろいろ事業者側のほうで難しい面が発生するような事案もございますので。極力短期間に課長が言ってきましたように、完成させるという方向でいきますけど、やむを得ぬ事情で、そういうことも起こり得る可能性があります。福祉施設のほうでは、去年度も、入札した結果で、妥結できないものはなかったです。一応、公共事業に比べると、建築は順調にいきゆう形になっています。

◎岡本委員 繰越明許についてお聞きしたいんですけれども。不測の事態という説明があったのですが、不測の事態というのは、具体的にどんなことなんですか。それは繰越明許1年して、その年度内には、きちっと資材が調達できるということになるんですか。

◎中村高齢者福祉課長 当初の交付決定が、26年の1月17日でございます。その後、3月の19日に変更の交付申請の決定をしております。その時点でも、まだ事業としてはできると事業者からは聞いておりましたけれども、実際には資材のほうがなかなか入手が難しいことになりまして。繰り越しの手続を、3月31日付けでさせていただいたものです。既に補助事業は4月28日付けで終了してございまして、実績報告のほうもいただいております。完了しております。

◎坂本（孝）副委員長 特別養護老人ホームの将来は、要介護3以上の入所となっていくわけですけど。今後、要介護3以上の人数もふえていくと思うんですけど、県内の特養数は果たして十分なのかどうか。それで、今後特養は高知県ではふえるのか減るのかとか。それから、この要介護3以上が入所することになっていくと、今後高知県の高齢者福祉で、どこがどのような影響を受けると予想されてますか。

◎中村高齢者福祉課長 ちょうど本年度は第6期の介護保険事業計画の策定の年になってございまして、これから各市町村は国がつくっておりますワークシートに基づきまして、各

市町村ごとにその施設、それから介護の人材等の必要なものを、サービス量を積算していくこととなります。それを積み上げて、県下全域で今後どの程度の施設整備が必要になるかが明らかになってくると思います。実際に第5期の保険、介護保険の計画に当たっては、かなり施設整備が進みまして、今まで不足していた部分が大きかったとは思いますが、そこは一定カバーがされつつあるのかなと思っております。それともう一方で、いわゆる施設ではなくて、在宅系のグループホーム等の施設も進んでおりますので、あわせてその施設とそれから地域での介護、そういったものを組み合わせて、今後は整備を進めていくのではないかと考えております。

◎中根委員 特養そのものを、第5期計画では相当つくるような方向になっていたけれど、そんなにつくられていないような認識があるんですが、この間にいくつの施設をつくったのですか。

◎井奥地域福祉部長 数量は今課長が調べてますけれども。施設をつくると、どうしても保険料のほうにはね返ってきます。県としては支援計画つくりますんで、あくまでも保険者である各市町村長の判断に基づく必要数については極力確保するという姿勢でやっています。もちろん、整備費にかかる予算も必要になってます。これまで前の基金でずっと対応してはいますが、必要最低限度の、市町村長から提案あったものについては、極力計画の中に盛り込む方向で。ただ首長の判断のところで、保険料との兼ね合いで、どうしても計画を、事業期間を調整するという事例はあるようにはお聞きしております。

◎中根委員 そうだと思うんです。本当に保険料へのはね返りというのが大変な問題で。それで、この間、幾つ新しく特養ってできたんですか。

◎中村高齢者福祉課長 この第5期の計画の中では、広域型の特別養護老人ホームが324床、それから小規模の特別養護老人ホームが174床、計498床が計画されておりました。ただ、事情によりまして、一部計画が変更される見込みですので、今のところ407床ぐらいは、完成するのではないかと考えております。

◎中根委員 407床というのは何カ所ですか。その中に特養というのは。

◎中村高齢者福祉課長 全部が特養です。

◎中根委員 その施設数を。

◎中村高齢者福祉課長 施設数がすぐに出てこないの、後ほど。

◎中根委員 はい、いいです。407床といたら、1カ所、2カ所、ということはないよね。

◎中村高齢者福祉課長 はい、ないです。小規模の特別養護老人ホームは、29人以下の施設になりますので、数としてはもっと多いです。

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

〈児童家庭課〉

◎川井委員長 次に、児童家庭課の説明を求めます。

◎森児童家庭課長 議案といたしましては、一般会計と母子寡婦福祉資金特別会計の補正予算議案と条例改正議案、専決処分報告がございます。それでは、26年度の補正予算について説明をいたします。

お手元の右肩の番号②、議案説明書の38ページをお願いいたします。先に特別会計から説明をさせていただきます。右端の説明の欄をごらんください。母子及び寡婦福祉法の改正により、本年10月1日から母子寡婦福祉資金貸付事業の対象が父子家庭へ拡大することに伴いまして、母子寡婦福祉資金特別会計の母子寡婦福祉資金貸付事業費において、既存のシステムを改修するための委託料、158万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、前後いたしますが、同じく資料番号②の議案説明書の18ページをお願いいたします。一般会計の母子寡婦福祉資金特別会計繰出金でございます。これは先ほど、母子寡婦福祉資金特別会計のところで御説明いたしました、委託料にかかわる予算の財源として、一般会計から繰り出し、特別会計へ繰り入れるものとして計上するものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、条例議案の説明をさせていただきます。当課からは、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例議案をお願いしております。

お手元の右肩番号④、条例その他の議案説明書の2ページをごらんください。この条例は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴いまして、関係条例について、引用規定の整備等をしようとするものでございます。

条例改正案の概要を御説明いたします。本条例議案の新旧対照表が33ページから37ページに掲載されておりました、関係条例は全部で五つですが、そのうち当課所管の34ページから36ページまでの3条例について説明をさせていただきます。

まず、34ページをお願いいたします。高知県特別会計設置条例につきましましては、法律名が母子及び寡婦福祉法から母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されたことによる、条文中の法律名を修正し、その法律改正によって父子福祉資金が創設され、貸付対象が父子家庭に拡大されたことに伴い、父子福祉資金貸付事業を追加をしております。また、会計の名称に父子を加えて、高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計と修正をするものでございます。なお、施行期日は改正法の施行が本年10月1日とされておりますので、本条例議案の施行日も同様に10月1日としておりますが、特別会計名の変更のみにつきましましては、附則において、現在の特別会計を改正後の名称の特別会計に引き継ぐこととした上で、平成27年4月1日から施行する旨を規定させていただいております。

次に、35ページをごらんください。高知県の事務処理の特例に関する条例につきましまして

も、条文中にある法律名を母子及び父子並びに寡婦福祉法へ修正するためのするものでございます。

次に、36ページをごらんください。高知県住民基本台帳法施行条例です。この条例は、母子寡婦福祉資金に係る、借り受け者等の住所氏名などの、住基システムによる確認事務について規定をしておりますが、父子福祉資金についても同様に加えますとともに、法律名の修正をするものでございます。

次に、専決処分報告の説明をさせていただきます。当課からは、高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告をお願いしております。お手元の右肩番号④、条例その他の議案説明書の18ページの下段をごらんください。

本件は、高岡郡佐川町乙2295番地3三野2号団地5棟101号に居住の竹村さち氏が、公的年金を受給することとなり、児童扶養手当の受給資格を喪失し、平成18年2月から平成20年11月までの間の児童扶養手当について返納義務が生じ、平成21年3月31日付けで返納通知をしました児童扶養手当の返納金139万8,720円が支払われず、同人は債務を認めず一切返済に応じないこと。そして、時効が迫っていたので、県は時効を中断するため同人に対して、平成26年3月14日に須崎簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行い、同月17日に支払い督促が発せられました。

しかしながら、この当該支払い督促に対し、同人から異議申し立てがあり、裁判所から県としての債権の保全を図るための時効の中断を行うのであれば、民事訴訟法第395条の規定により、平成26年4月28日までに訴訟に移行しなければならない補正命令の送達4月14日にありました。こうしたことから、県としましては期限となる4月28日までの間、同人と当該返納金の支払いについての協議を行いました。合意に至らず、債権の保全を図るためには、時効を中断する必要があり、訴えの提起について専決処分を行ったものでございます。以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

◎川井委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 父子家庭が追加されることについて、今後、関係者への周知ですよね。これがどのように行われるのか、考え方をお聞かせ願いたい。

◎森児童家庭課長 父子家庭に貸付金が拡大することを周知することは、非常に大事なことで受けとめております。これから、8月から9月初めにかけてになると思いますが、県でいろいろな制度を網羅したしおりをつくっております。今年度につきましてはそのしおりを、全てのひとり親家庭に届くような形で、印刷して配布することを予定しております。そういうことで対応していきたいと考えております。

◎岡本委員 直接ひとり親家庭に郵送するところまでやるということでもいいんですね。

◎森児童家庭課長 市町村を通じてということになりますが、各家庭に届くような形でやらせていただきます。

◎岡本委員 わかりました。

◎中根委員 10月1日からですけれども、それまでに、どうしても父子家庭などで、さまざまな施策を利用したい場合には、何か情状酌量処置みたいなものはあるんですか。

◎森児童家庭課長 現在この貸付制度は、母子家庭と寡婦家庭だけの制度になっております。こちらで借りられない対象の方、父子家庭については、県の社会福祉協議会で生活福祉資金がございまして、そちらで同様の制度がありますので、そちらで現在も借りていただいているという状況になっています。10月1日からは、こちらでも借りられることになります。

◎川井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

◎川井委員長 以上で質疑を終わります。

以上で地域福祉部を終わります。

お諮りいたします。以上をもって本日の委員会を終了し、今後の審査については明日行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

◎川井委員長 それでは以後の日程について、明日の午前10時から行いますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会は、これをもちまして終了いたします。

(15時47分閉会)